

【裁定委員会】2025年4月10日付け決定

事案1

- 1 懲罰対象者
高等学校バスケットボール部指導者
- 2 懲罰の内容
譴責
- 3 懲罰の起算日
2025年4月10日（理事会決定の日）
- 4 懲罰の理由
本協会倫理規程〔遵守事項〕に定める「暴力、暴言、ハラスメント、差別、ドーピングおよび八百長等の不適切な行為ならびにスポーツのインテグリティまたはフェアプレーを著しく害する行為」に該当
- 5 事案の概要
所属選手に対する暴力行為（左肩甲骨付近を右手で後ろから叩く。）

事案2

- 1 懲罰対象者
高等学校バスケットボール部指導者
- 2 懲罰の内容
本協会の登録資格を、2025年4月10日（懲罰決定の日）から10か月間停止（バスケットボールに関する一切の活動について、2025年4月10日（懲罰決定の日）から10か月年間停止）する。
- 3 懲罰の起算日
2025年4月10日（理事会決定の日）
- 4 懲罰の理由
本協会倫理規程〔遵守事項〕に定める「暴力、暴言、ハラスメント、差別、ドーピングおよび八百長等の不適切な行為ならびにスポーツのインテグリティまたはフェアプレーを著しく害する行為」に該当
- 5 事案の概要
 - ・所属選手に対する暴力行為（頭髪を手で掴み、体を揺さぶる。）
 - ・所属選手複数名に対する暴言行為（人格否定に等しい不適切な発言、容貌を侮辱する発言。自尊感情を傷付ける発言。）

事案 3

1	懲罰対象者 U15 クラブ指導者
2	懲罰の内容 本協会の登録資格を、2025 年 4 月 10 日（懲罰決定の日）から 1 年間停止（バスケットボールに関する一切の活動について、2025 年 4 月 10 日（懲罰決定の日）から 1 年間停止）する。
3	懲罰の起算日 2025 年 4 月 10 日（理事会決定の日）
4	懲罰の理由 本協会倫理規程〔遵守事項〕に定める「暴力、暴言、ハラスメント、差別、ドーピングおよび八百長等の不適切な行為ならびにスポーツのインテグリティまたはフェアプレーを著しく害する行為」及び「その他、バスケットボールに関し、直接または間接を問わず、品位を失うべき非行」に該当
5	事案の概要 ・所属選手複数名に対する暴力行為（お尻から腰付近を蹴る。意図的に足を踏む。ふくらはぎを蹴る。） ・所属選手複数名に対する暴言行為（人格を否定し、尊厳を損なう発言。） ・所属選手に対するハラスメント行為（適正な範囲を超えて精神的苦痛を与える発言。） ・バスケットボールの価値を毀損する品位を失うべき非行（調査協力を妨げ、隠蔽する恐れのある行為。）